



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する**販売農家**の皆様を支援します～

注)この内容は今後内容変更の可能性があります。 令和4年11月15日 伯耆町地域農業再生協議会

取組実施者(生産者)交付要件



- ① 水稻、野菜などの**販売農家**であること
- ② 令和4年度または5年度に、化学肥料低減に向けた**取組メニュー**から2つ以上を必ず実施すること(裏面参照)。

支援対象となる肥料

対象期間(終期)は、変更になる可能性があります

令和4年秋肥(令和4年6～10月までに購入または予約注文が確定した肥料)

令和5年春肥(令和4年11月～令和5年2月までに購入または予約注文が確定した肥料)

※令和4年5月31日以前に注文または購入したものは原則対象になりません。

※令和4年秋肥または令和5年春肥として農業生産に使用する予定の肥料です。

支援の内容

前年度からの肥料費増加額分のうち、**9割程度**(国7割、県1割、町1割)に相当する金額を**支援金**として交付します。

支援金 = (当年の肥料費 - 当年の肥料費 ÷ 価格上昇率(秋肥1.4) ÷ 使用量低減率0.9) × 0.9

●秋肥支援金の金額例:対象期間の肥料費が**10万円**だった場合

支援金 = (10万円 - 10万円 ÷ 1.4 ÷ 0.9) × (0.7 + 0.1 + 0.1) = 18,571円

※ 春肥の上昇率は、国が今後決定します。

申請に必要なもの

秋肥と春肥は別々に準備してください。 **申請期間:令和5年2月28日まで**

① 化学肥料低減計画書

※「化学肥料低減にむけた取組メニュー」から、2つ以上選んで記入してもらいます。
また、支援金を受給するにあたって遵守すべき事項について確約していただきます。

② 注文書等の写し(注文日、肥料銘柄、数量、購入金額がわかるもの。)

③ 領収書または請求書の写し(肥料銘柄、数量、購入金額がわかるもの)

※ 店頭で購入した肥料(当用買い肥料)は、とりまとめ表を作成して(別途様式があります)、レシート等とともに提出してください。

④ 販売伝票等(農産物の販売実績を確認できるものの写し)

⑤ 振込口座情報(確認ができる書類の写し 例:通帳表紙と見開き1ページ目 など)

裏面もご確認ください→

化学肥料低減取組メニュー

- 令和4年度または5年度の栽培において、**取組メニュー2つ以上実施する必要があります。**
- 選択したメニューの内、1つは、**前年の取組と比較して面積が増加している必要があります。**

取組メニュー	証拠書類等
ア 土壌診断による施肥設計	令和4～5年度の栽培管理日誌、作業時の写真、肥料の請求書・領収書など(5年間保管してください)。
イ 生育診断による施肥設計	
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	
エ 堆肥の利用	
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	
ク 緑肥作物の利用	
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)	
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用	
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用	
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)	
ソ 地域特認技術の利用()	

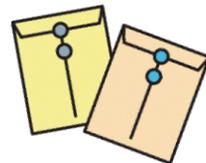
支援金申請後に必要なこと

- ① **取組を実施したことが確認できる書類**(栽培管理日誌、作業時の写真、肥料の領収書等)を、**5年間保管**してください。
- ② 令和5年10月までに**中間報告**、令和6年10月までに**実施状況報告**が必要です。
化学肥料低減の取組を行わなかった場合や、必要書類を提出しなかった場合、虚偽の報告を行った場合などは、**支援金を返還していただくこととなります。**

お問い合わせ先など

● 申請先・申請に関するお問い合わせ先

伯耆町地域農業再生協議会事務局(伯耆町役場本庁舎 産業課農林室)
TEL:0859-68-3315
JA鳥取西部 南部伯耆堂農センター
TEL:0859-62-0511



● 事業全般に関するお問い合わせ先

鳥取県農業再生協議会事務局(鳥取県農林水産部農業振興監生産振興課)
TEL:0857-26-7417、7649
ホームページURL:<https://www.pref.tottori.lg.jp/307380.htm>

